

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第1条中「外、」を「ほか、」に改める。

第2条第1項第3号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項に次の1号を加える。

（9） 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4 第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、県と旅行役務提供契約（旅行業者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第6項中「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。）同項、同条第4項及び第5項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該額」を削り、「なった」を「なる額又は支出を要する」に改め、同項第1号中「できなかった額」の次に「又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額のうちいずれか少ない額」を加え、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第2項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第3項中「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基き」を「基づき」に、「を変更（取消を含む。）する」を「の変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示し、」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者」に、「交付し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「を提示し、又は交付する」を「に当該事項の記載又は記録をする」

に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第5項中「これを変更した」を「その変更をした」に、「を当該旅行者に提示し、又は、当該旅行者の旅行命令権者に交付し」を「に前項に定める事項の記載又は記録をし」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「宿泊料、食卓料」を「宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第7項及び第8項を次のように改める。

7 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用を支給する。

8 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用を支給する。

第6条中第12項を第13項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について、1夜当たりの定額により支給する。

第8条第1項本文中「外」を「ほか」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「外」を「ほか」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第2項及び第3項中「但書」を「ただし書」に改める。

第9条第1項中「旅行諸費及び宿泊料は」を「旅行諸費は」に改め、「及び宿泊料の額(以下この項において「旅行諸費額等」という。)」を削り、「旅行諸費額等の」を「旅行諸費の」に、「旅行諸費額等から」を「旅行諸費の額から」に改める。

第11条中「又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)」を削り、「旅行諸費又は宿泊料を」を「旅行諸費を」に改める。

第14条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項に規定する旅費請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項その他の必要な事項は、規則で定める。

第17条及び第18条を次のように改める。

(船賃)

第17条 船賃の額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第18条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特別座席を利用しなければ旅行することが困難である場合に限り、特別座席料金を航空賃として支給することができる。

第21条及び第22条を次のように改める。

(宿泊費)

第21条 宿泊費の額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第22条 包括宿泊費の額は、移動に係る第16条から第19条までの規定による旅費の額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第22条の次に次の1条を加える。

(宿泊手当)

第22条の2 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

第24条中「宿泊料定額」を「1夜当たりの定額」に改める。

第25条第1項第1号ア中「及び車賃の金額」を「、車賃、宿泊費及び包括宿泊費の全額」に、「宿泊料、食卓料」を「宿泊手当」に改め、同号イ中「アに規定する額の2分の1に相当する額」を「その移転の際ににおける職員相当の船賃、航空賃、宿泊費及び包括宿泊費の全額、鉄道賃及び車賃の2分の1に相当する額並びに旅行諸費、宿泊手当及び移転雜費の3分の1に相当する額」に改め、同号ウ中「旅行諸費、宿泊料、食卓料」を「船賃、

航空賃、宿泊費及び包括宿泊費の全額並びに旅行諸費、宿泊手当」に改め、同号ウただし書中「及び船賃」を削り、同項第3号中「宿泊料、食卓料」を「宿泊手当」に改める。

第26条第2項中「但し」を「ただし」に改める。

第27条第1項及び第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を削る。

第28条の2第1項中「、船賃」を削り、同条第2項中「宿泊料及び食卓料」を「宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第30条第3項中「、車賃及び食卓料」を「及び車賃」に改め、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第30条の2 船賃及び航空賃に係る旅費の支給額は、第17条第1項各号及び第18条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第21条及び第22条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第31条第1項中「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第31条の2 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第34条中「外」を「ほか」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第20条、第24条関係)

区分	旅行諸費 (1日につき)	1夜当たりの定額	
		甲地方	乙地方
9級の職務にある者	2,200円	13,100円	11,800円
8級以下の職務にある者		12,000円	10,800円

(備考) 1夜当たりの定額の欄中甲地方とは、規則で定める地域をいい、乙地方とは、他の地域をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

一般職の職員の旅費に係る関係規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。